# 監督 処分情報

### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社 ミタニ工業
主たる営業所の所在地	兵庫県丹波市市島町中竹田字下友政 343 番地 1
許可番号	兵庫県知事(般-2)第752351号
許可を受けている建設業 の種類	土、通

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年5月18日
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)

## 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

## 処分の原因となった事実

株式会社ミタニ工業の元代表取締役は、その業務に関し、労働安全衛生法違反により、福知山簡易裁判所において罰金20万円の判決を受け、令和3年1月21日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。